

千葉市 高齢者保健福祉推進計画 （介護保険事業計画）

～高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る～

計画期間：平成24年度～26年度



平成24年3月

千葉市

はじめに



わが国では、近年、高齢化が急速に進んでおり、これから本格的な超高齢社会を迎えます。

本市の高齢化率は、平成23年度には20.4%でありましたが、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には25.8%になることが予想されています。

そこで、本市では、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」ことを目標に、介護保険事業の適切かつ円滑な運営と高齢者に関する各種保健福祉施策を推進するため、平成24年度から3年間の新たな「高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）」を策定しました。

この計画では、介護、予防、医療、生活支援サービス、高齢者にふさわしい住まいを一体的・継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方を念頭におき、健康づくりや介護予防を推進し、たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

昨年の東日本大震災では、安全・安心に対する意識の高まりや、人と人との「絆」の大切さが再認識されたところですが、誰もが安心して暮らしていくためには、お互いのコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」＝「地域力」を高めていくことが必要であり、高齢者の安否確認や見守りネットワークの構築など、高齢者が孤立しないよう様々な施策を進めてまいります。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様の参加と、関係機関との緊密な連携・協働のもと、高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創るため、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

千葉市長 熊谷 俊人

1

計画策定の趣旨・計画期間

本計画は、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」を目標とし、介護保険事業の適切かつ円滑な運営と高齢者に関する各種保健福祉施策を推進するために策定するものです。

また、この計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3か年の計画とします。

2

計画の位置付け

高齢者保健福祉推進計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画です。

地域で支え合う力を高めるため、住民参加・連携・共生という観点から、「千葉市地域福祉計画」をはじめ、他の関連する個別計画との連携を図り策定する計画で、本市高齢者保健福祉施策の基本的方針を示すものです。

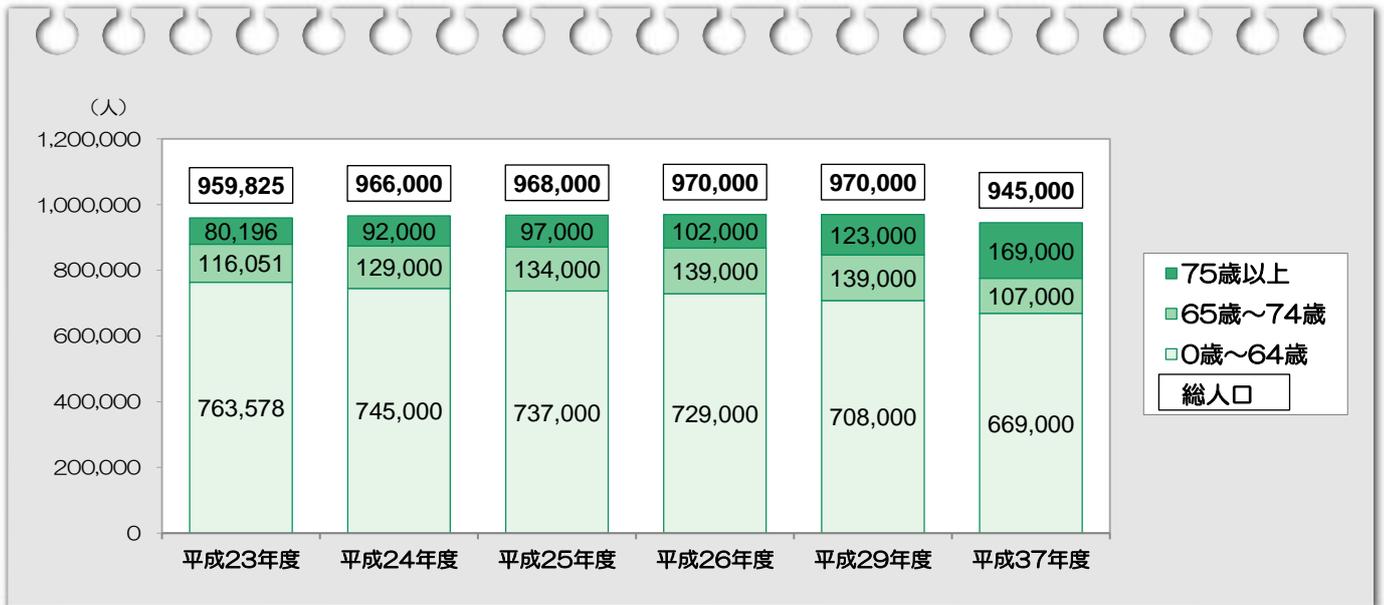
3

高齢者を取り巻く状況

本市の人口は平成23年9月30日現在、959,825人で、65歳以上の高齢者数は196,247人となっています。

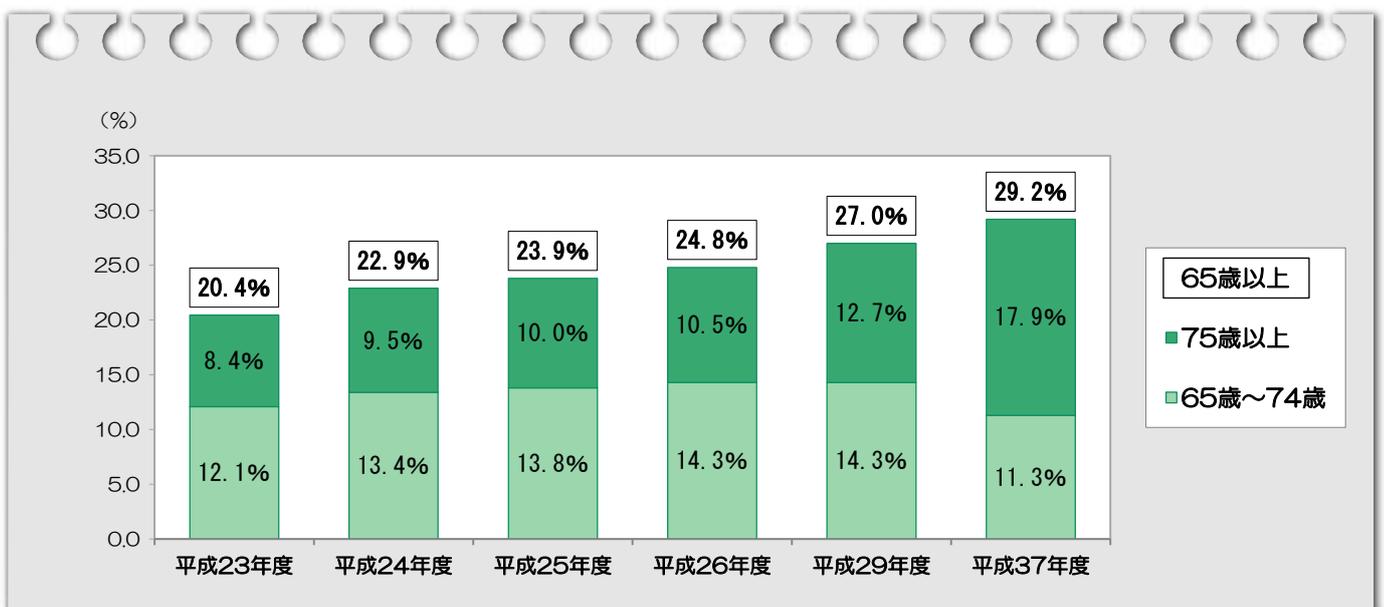
高齢者人口を年齢構成別に分けてみると、今後は75歳以上の高齢者が増加し、総人口に占める割合も高くなっていきます。

▼高齢者人口の推移



資料：千葉市資料、平成24年以降は推計値（暫定値）

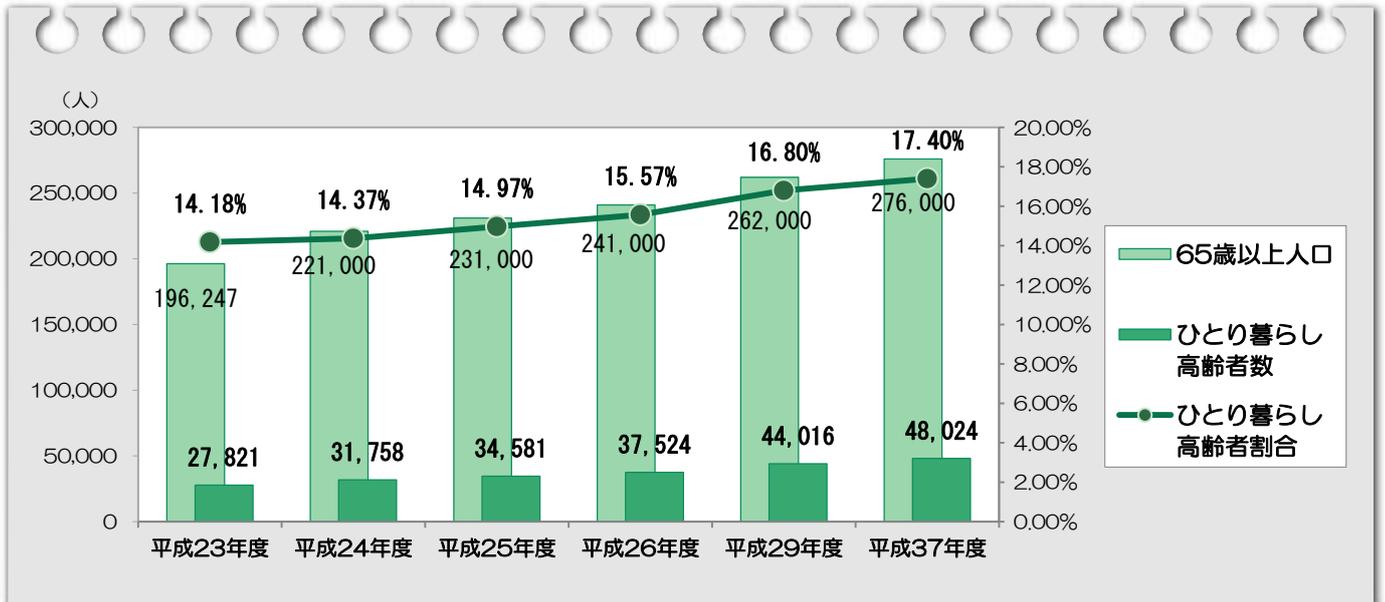
▼高齢化率の推移



資料：千葉市資料、平成24年以降は推計値（暫定値）

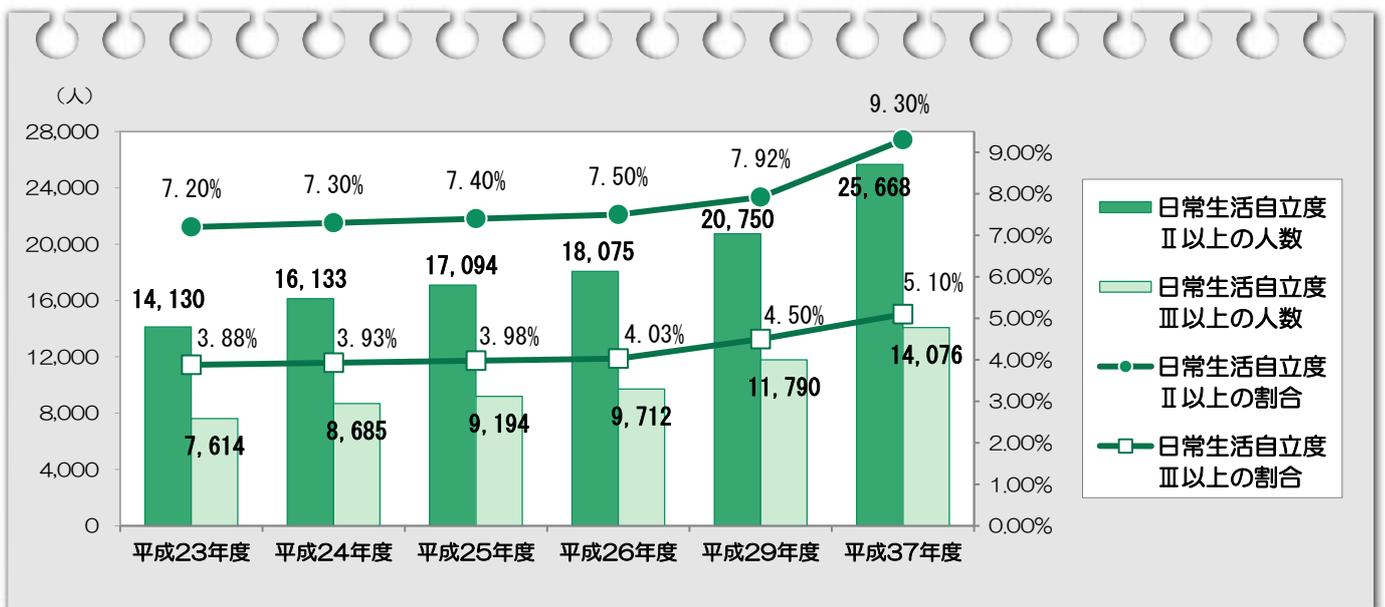
身近な地域での支援が求められているひとり暮らしや認知症の高齢者は、年々増加しており、今後も、さらに増加すると見込まれています。

▼ひとり暮らし高齢者数の推移



資料：65歳以上人口は市資料、平成24年以降は推計値（暫定値）
ひとり暮らし高齢者数は民生委員の実態調査に基づく各年6月の数値と推計

▼認知症高齢者数の推移



注：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。

資料：割合は65歳以上人口におけるもの（各年9月末現在）認知症高齢者の出現率は、国の推計に基づく

計 画 目 標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

取り組みの視点

① 生きがいくりと社会参加の促進

多年にわたり、社会の発展に寄与してきた高齢者が、自らの知識や経験をいかし、いつまでも社会の一員として生きがいを感じながら社会参加できるように、高齢者の多様な活動を促進するとともに、就業やボランティア活動などを支援します。

② 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、要支援・要介護状態になることができる限り予防し、健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう、健康づくりや介護予防の取り組みをさらに充実し、高齢者が意欲を持って取り組むことができるよう支援します。

③ 地域福祉と支え合い体制の構築

高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者などを、地域で互いに助け合い、支え合うネットワークづくりにより地域福祉の推進を図ります。

④ 尊厳の確保

高齢者が住みなれた環境の中でその人らしく尊厳を持ち暮らせるよう、認知症高齢者やその家族を支援していくほか、高齢者虐待の防止や成年後見制度の適切な利用につながる取り組みを進めます。

⑤ 地域包括ケアの推進

介護、予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアを推進するための取り組みを進めます。

計画目標達成に向けた推進項目

介護保険サービスの提供

介護保険制度の円滑な運営

介護予防の推進

生涯にわたる健康づくりの推進

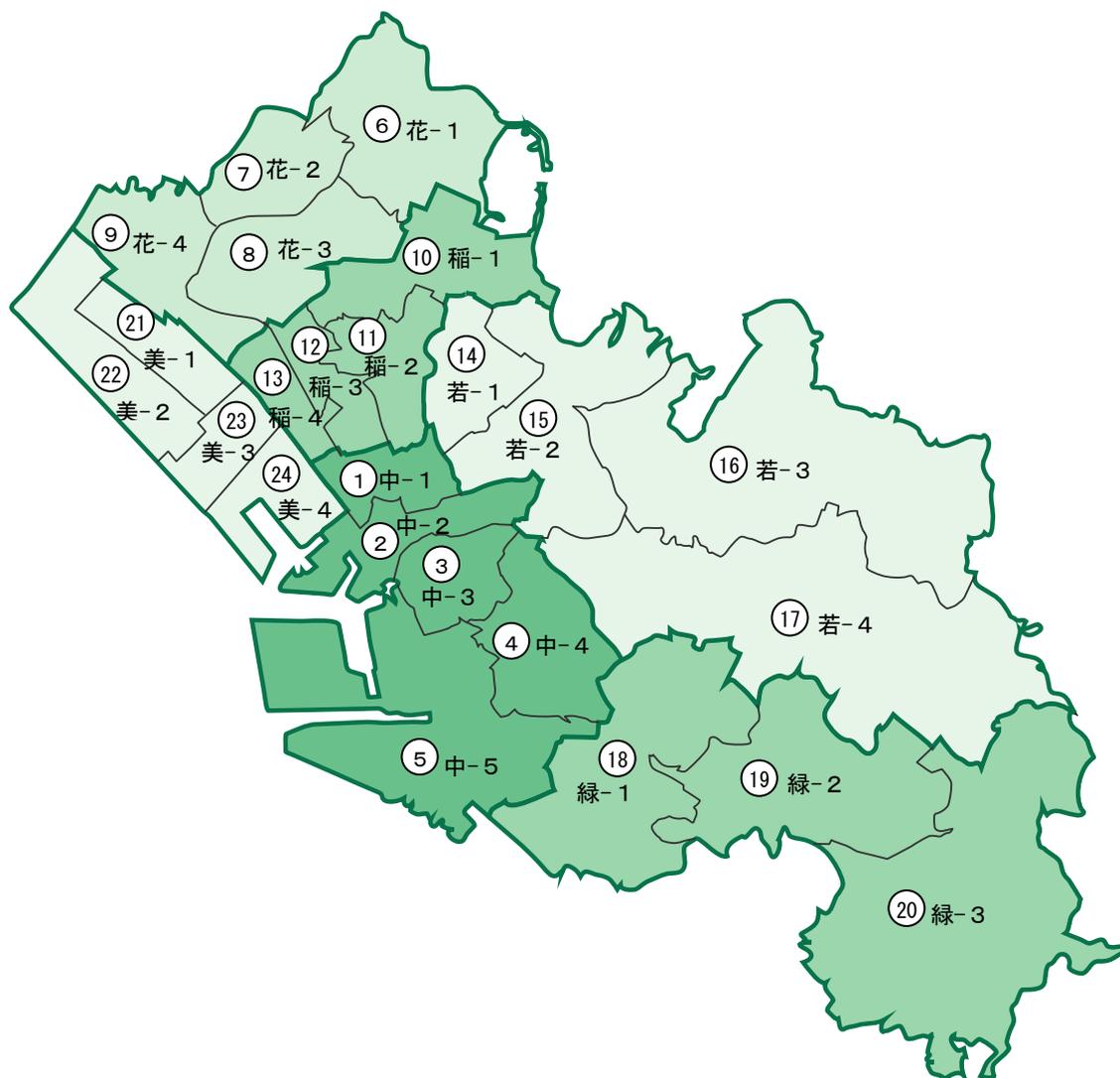
生きがいくりと社会参加の促進

尊厳ある暮らしの支援

住みなれた地域での生活支援

本市では、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件等を勘案し、平成18年度より各行政区を2分割した12の日常生活圏域を設定していましたが、高齢者人口の増加や圏域内の地域コミュニティ形成の変化、圏域が広いことによる地域包括ケアネットワーク構築の困難性などの課題があることから、日常生活圏域を見直すこととし、今後の高齢者人口の増加、町丁や団地などの「地域のまとまり」、関係機関・団体等との連携のしやすさなどを踏まえ平成24年10月から24の圏域に再設定します。

▼平成24年10月からの日常生活圏域



あんしんケアセンターの設置

平成 18 年度から、地域包括ケアを推進するための中核的な機関として、12 の日常生活圏域に本市が委託し、あんしんケアセンターを設置しておりましたが、平成 24 年 10 月からの日常生活圏域の再設定にあわせてあんしんケアセンターも 24 か所に増設します。

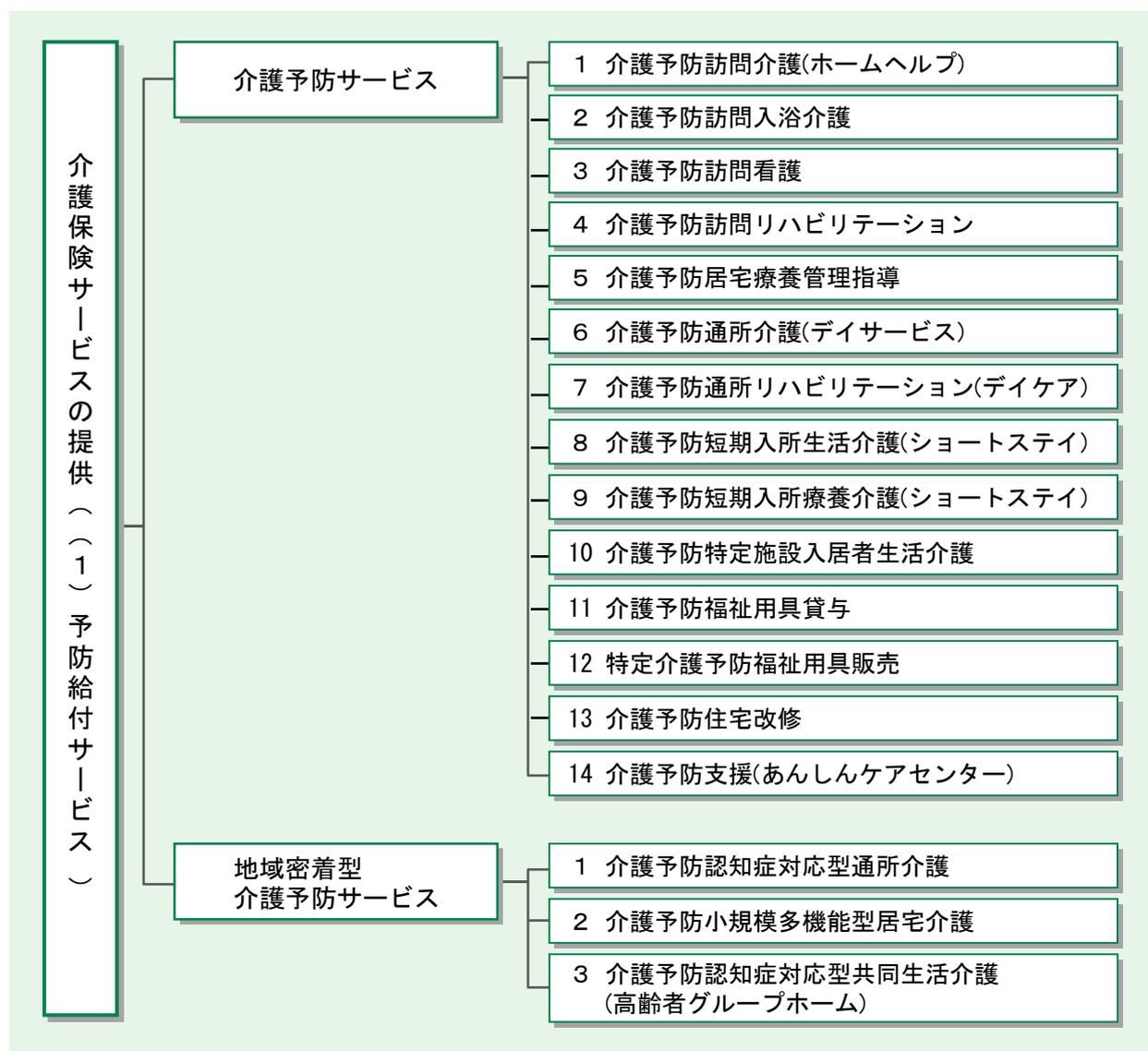
▼平成 24 年 9 月までのあんしんケアセンター



第1章 介護保険サービスの提供

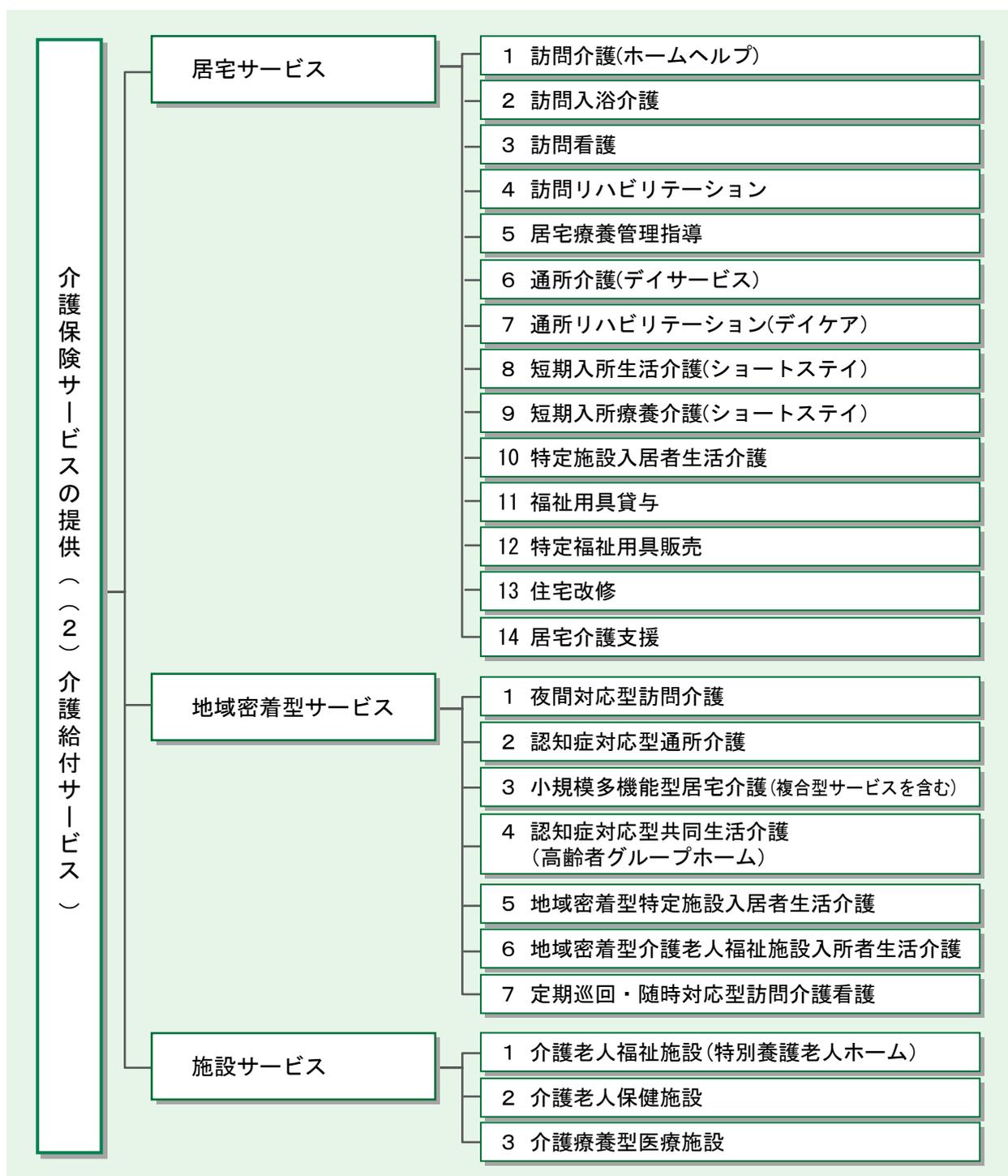
予防給付サービス

- 予防給付の対象サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などにおいて適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促し必要な提供体制の整備を図ります。また、地域密着型サービスについては、計画的に整備を進めます。



介護給付サービス

- 居宅サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などにおいて適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促しサービス提供体制の充実を図ります。
- 地域密着型サービスについては、高齢者が住みなれた地域で引き続き生活できるよう、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの計画的な整備を進めるとともに、医療ニーズの高い高齢者の増加に対応するため、新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの導入を促進します。
- 施設サービスについては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の入所希望等の状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、計画的に整備を促進します。



第2章 介護保険制度の円滑な運営

介護サービスの適切な事業者指定

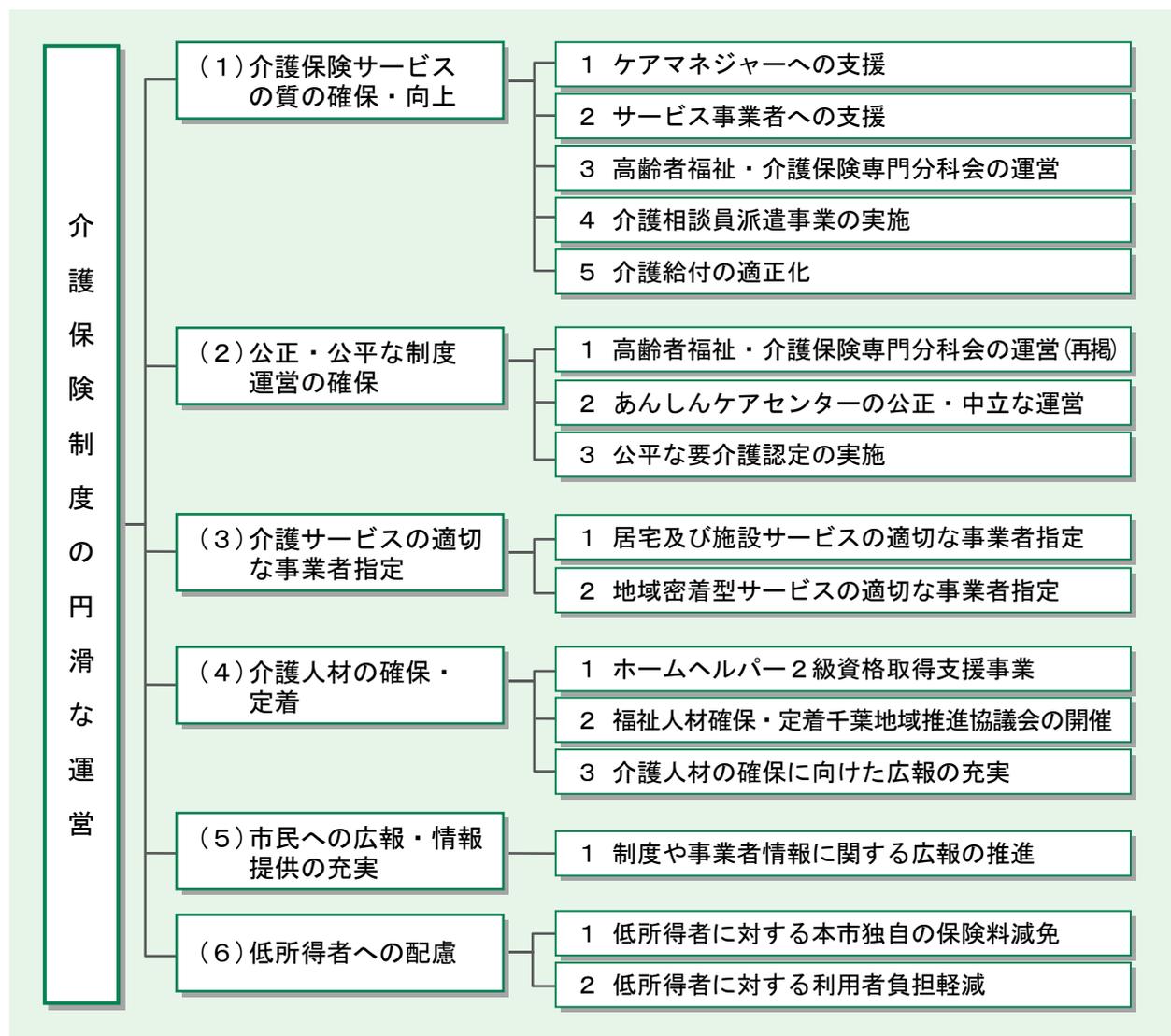
- 介護保険法の改正により千葉県から移譲される居宅及び施設サービスの事業者指定及び指導監査に関する事務について、適切に実施します。

介護人材の確保・定着

- 介護人材の確保・定着を図るため、養成機関と協力しながらホームヘルパー2級資格取得支援事業を実施するとともに、施設・事業所、福祉専門学校など関係団体で構成する福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会を開催し、対策について協議するほか、介護人材の確保・定着に向けた広報の充実に努めます。

低所得者への配慮

- 本市独自の保険料減免を引き続き実施するほか、施設等における居住費・食費における補足給付や社会福祉法人利用料軽減などの利用者負担軽減対策を適正に適用するなど、低所得者に配慮した施策に努めます。



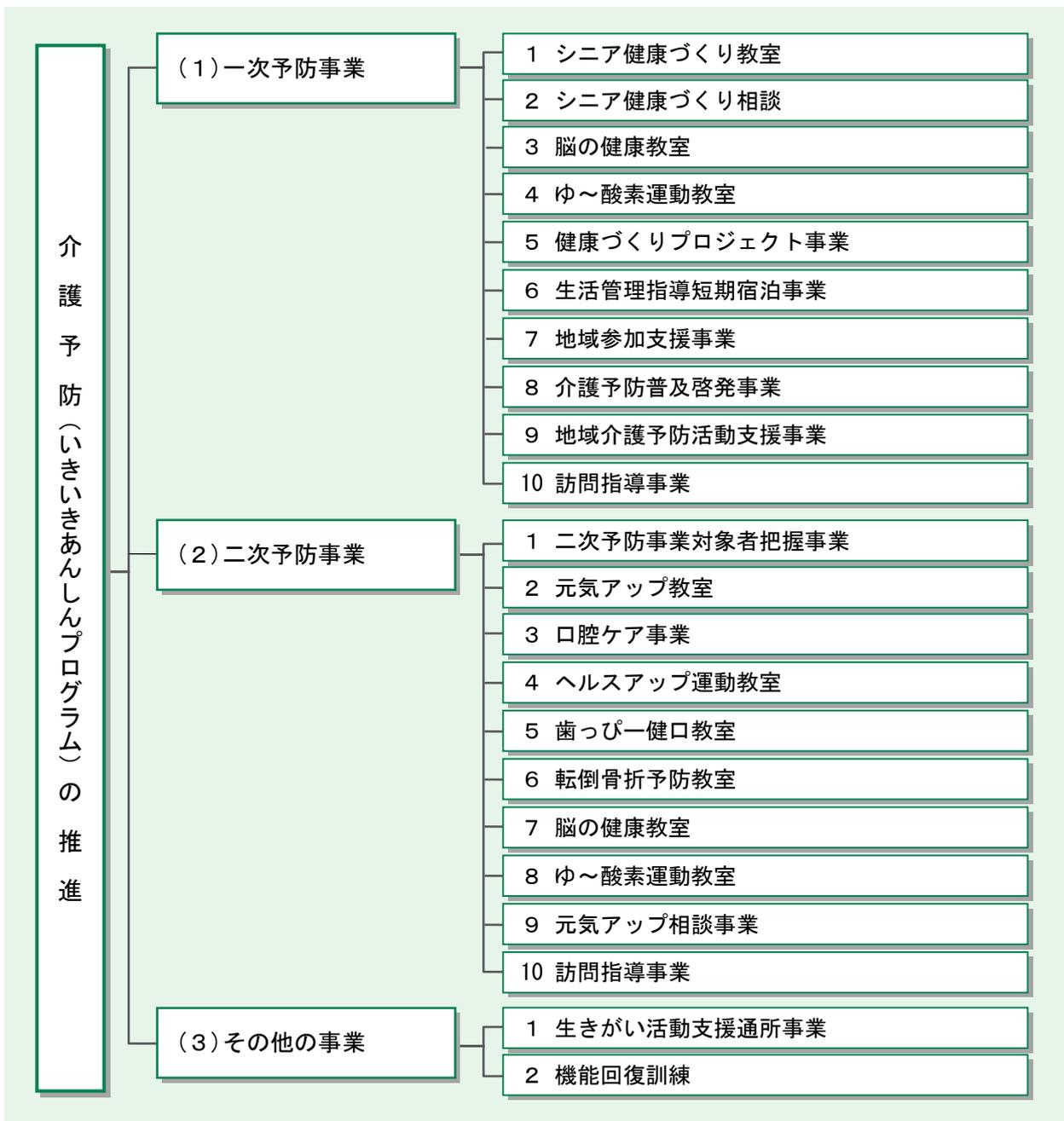
第3章 介護予防（いきいきあんしんプログラム）の推進

一次予防事業

- 全ての高齢者を対象として介護予防に関する知識の普及・啓発を進めます。また、高齢者が継続的に介護予防に取り組むためにそれぞれの地域の取り組みや特色をいかした自主的な介護予防につながる活動を支援します。

二次予防事業

- 二次予防事業対象者の把握を一層進めるとともに、より多くの高齢者が、介護予防事業に参加したくなるような魅力的な事業・参加しやすい事業を検討します。
また、主体的に介護予防に取り組めない高齢者や、二次予防事業対象者で事業を利用していない方に対して介護予防プログラムの説明を行うなど、あんしんケアセンターからの個別アプローチを強化し、事業参加を促します。



第4章 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくり活動の推進

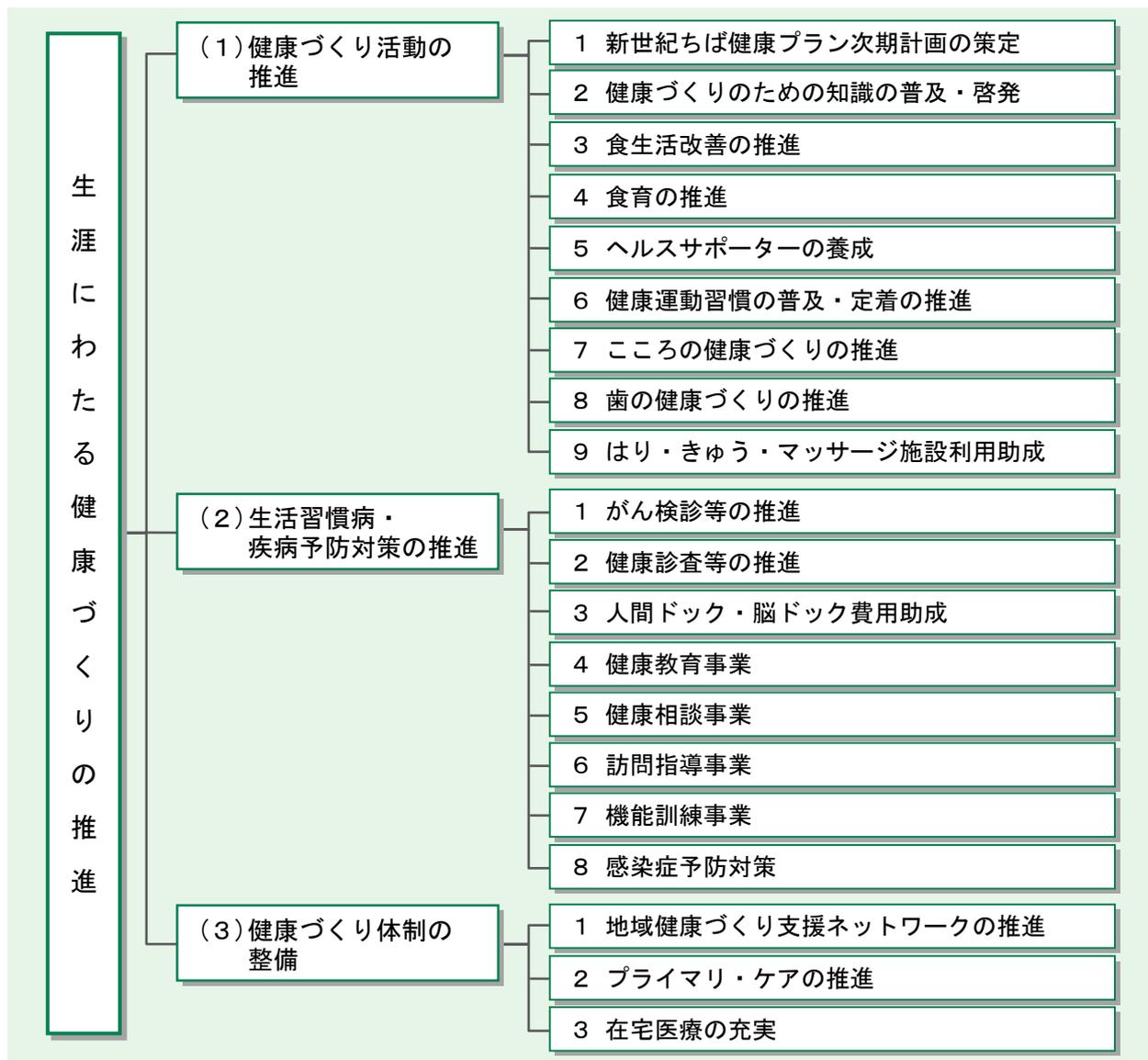
- 健康づくりは市民一人ひとりが主役であり、「新世紀ちば健康プラン」に基づき、市民が「健康は、自らつくり育てるもの」という意識を持って、自主的・主体的に健康づくりに取り組めるように、地域・職域関係者とのネットワークによる健康づくり情報の発信、健康づくり活動への支援を行います。

生活習慣病・疾病予防対策の推進

- 高齢者が生活習慣病や要介護状態となることを予防するため、健康的なライフスタイルの確立をめざし、保健福祉センターを拠点とした健康教育・健康相談・訪問指導などによる保健サービスの充実、食育の推進、運動習慣の普及・啓発を図ります。

健康づくり体制の整備

- 市民のライフステージや個々のライフスタイルに応じた健康づくりを推進するため、多様な社会参加を推奨するとともに、拠点となる施設・活動場所や健康情報の提供などの環境整備を推進するほか、引き続ききめ細かな健康相談にも応じられる保健医療体制の充実を図ります。



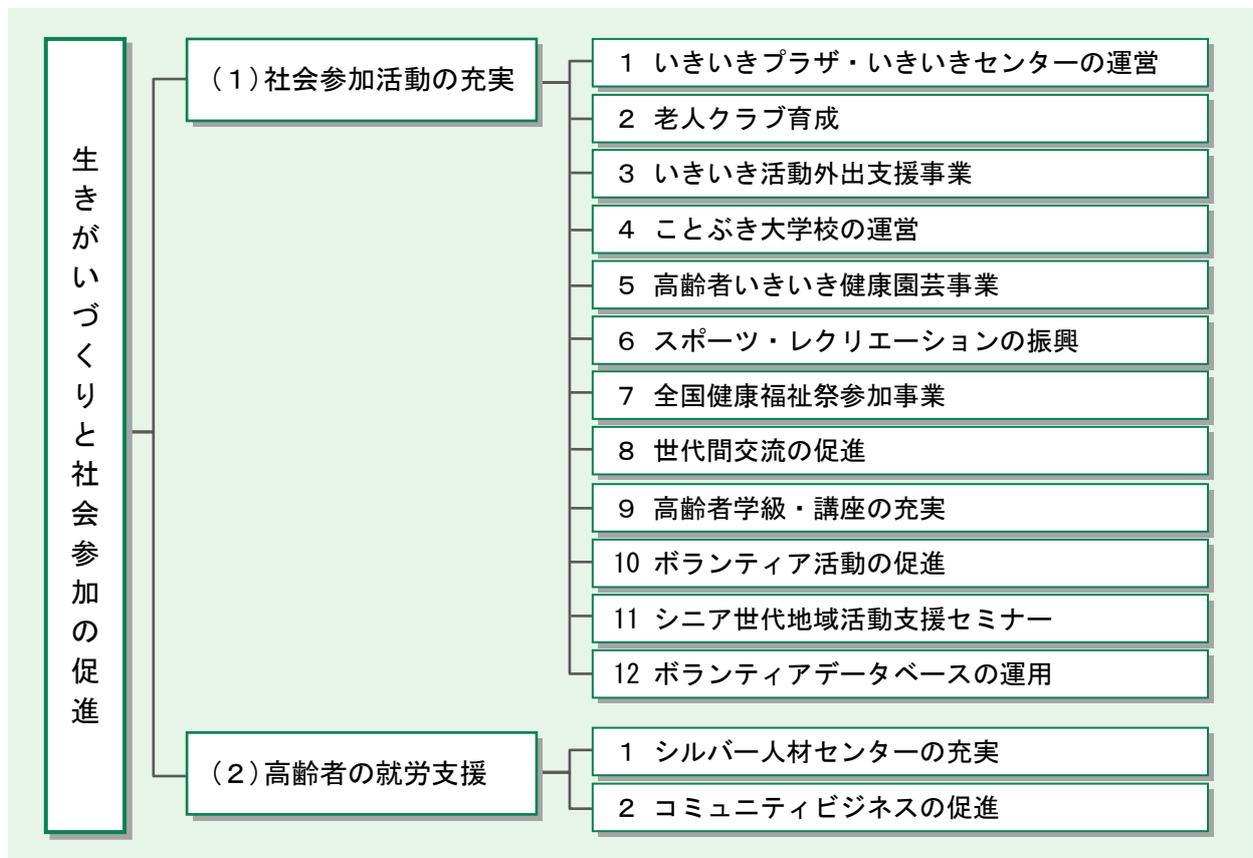
第5章 生きがいづくりと社会参加の促進

社会参加活動の充実

- 高齢者が、住みなれた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らせるよう、これまで高齢者が培ってきた知識・経験・技術やライフスタイルなどに合わせて、学習や、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動などを行うことができる場の確保や機会の創出、情報提供に努めます。
- 社会参加や地域貢献活動、ボランティア活動などに関する情報を集約し、わかりやすく提供するなど、ボランティアに参加したい高齢者とボランティアを必要とする高齢者などの支援を行うほか、放課後子ども教室などで子どもたちと高齢者の交流を進めます。

高齢者の就労支援

- 意欲や能力を持った高齢者の就労を支援するため、その特性に合った就業機会の開拓を推進します。
- 社会参加を促進するため、シルバー人材センターによる高齢者の就労支援の充実を図ります。



第6章 尊厳ある暮らしの支援

認知症高齢者への支援

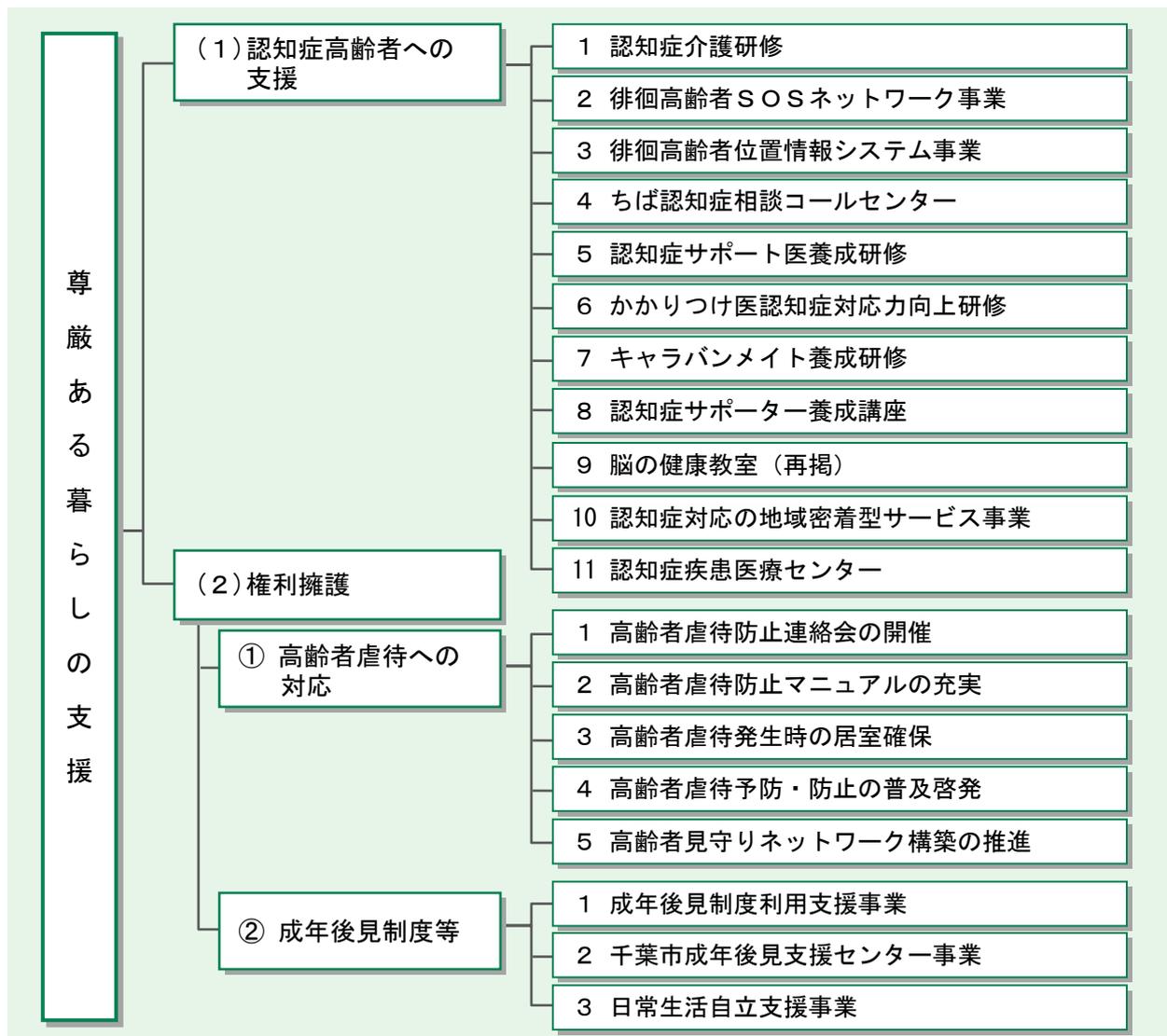
- 認知症の方を抱える家族の負担を軽減させるため、ちば認知症相談コールセンターの利用促進を図るとともに、認知症介護研修会や家族相談会を開催します。また、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を図るため、引き続きキャラバンメイトや認知症サポーターの養成を進めます。

高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待防止に関する知識や理解の普及・啓発を引き続き行っていくとともに、地域関係団体、介護サービス事業者、関係機関・専門職との連携を一層強化するため、高齢者虐待防止連絡会などを引き続き開催します。
- 関係機関の職員等に対しては、その資質の向上を図るための研修を実施するほか、施設等に対しては、身体拘束の排除とともに、虐待防止に関する適切な指導・監督を行います。

成年後見制度等

- 千葉市成年後見支援センターの事業を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図るほか、引き続き市民後見人の養成を行うとともに、今後もあんしんケアセンターを中心として、高齢者の権利擁護のための支援をします。



第7章 住みなれた地域での生活支援

あんしんケアセンター

- 地域包括ケアネットワークの構築を進めるため、圏域の見直しとあんしんケアセンターの増設を行います。また、あんしんケアセンターが地域包括ケア会議などを通じ、介護や医療などの関係機関のほか、民生委員やボランティアなどの関係者に働きかけ、ネットワークを構築します。

ひとり暮らし高齢者等への支援

- 安心電話、緊急通報装置、配食サービスなどの利用を促進するとともに、地域でひとり暮らし高齢者等を支え合う仕組みを構築していきます。
- 大宮台団地の取り組みや国のモデル事業である安心生活創造事業（み・まも〜れ幸町）の取り組みなど、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制づくりが進んでいる地区の事例を他の地区へ普及させるための啓発活動を行っていきます。

支え合いの体制づくりの促進

- 高齢者が地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、民生委員や地域住民、ライフライン事業者などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。また、地域支え合い体制づくり事業により地域に整備された支え合いの体制を継続させるため、引き続き支援します。

防犯・防災対策の推進

- 災害時における要援護者の支援については、それぞれの要援護者の状況に応じた的確な支援が重要であることから、防災関係部局や地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員等と連携し、災害時要援護者支援計画に基づく安否確認や避難支援の仕組みづくりを進めます。

高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 都市施設、公園、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するなど、高齢者にやさしいまちづくりの推進に努めます。

高齢者の住まいの充実

- 高齢者が地域で安心した生活を送れるよう、身体機能の低下に配慮した住宅の確保や住宅の改修を支援します。
- 介護や医療と連携して一定の支援サービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

住
み
な
れ
た
地
域
で
の
生
活
支
援
(続く)

(1) あんしんケアセンター

- 1 あんしんケアセンター運営
- 2 あんしんケアセンター等運営部会

(2) 保健・医療・福祉の
一体的サービスの提供

- 1 保健福祉センター運営
- 2 地域の保健・医療・福祉関連連携の強化
- 3 在宅医療の充実(再掲)

(3) ひとり暮らし高齢者
等への支援

- 1 安心電話事業
- 2 食の自立支援(配食サービス)事業
- 3 緊急通報システム整備事業
- 4 日常生活用具給付等事業
- 5 養護老人ホーム
- 6 軽費老人ホーム(A型)
- 7 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 8 高齢者見守りネットワーク構築の推進(再掲)
- 9 地域見守り活動支援事業
- 10 訪問理美容サービス事業
- 11 ねたきり老人歯科診療送迎事業
- 12 寝具乾燥サービス事業
- 13 おむつ給付等事業
- 14 家族介護研修事業
- 15 家族介護慰労事業
- 16 居宅介護支援事業者等支援
- 17 三世代同居等支援事業
- 18 地域のつどい・ふれあい入浴事業



住
み
な
れ
た
地
域
で
の
生
活
支
援
(続
き)

(4) 支え合いの体制づくりの促進

- 1 ボランティア活動の促進(再掲)
- 2 社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援
- 3 市民活動センター
- 4 地域見守り活動支援事業(再掲)
- 5 地域福祉計画の推進
- 6 三世同居等支援事業(再掲)
- 7 ボランティアズカフェ
- 8 ボランティアデータベースの運用(再掲)

(5) 防犯・防災対策の推進

- 1 災害時要援護者支援計画
- 2 防災知識の普及啓発
- 3 災害時要援護者の把握
- 4 災害時要援護者情報の消防局での活用
- 5 災害発生時における高齢者支援体制の整備
- 6 住宅防火訪問指導
- 7 ちばし安全・安心メール
- 8 交通事故の防止
- 9 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク
- 10 消費者被害の防止
- 11 家具転倒防止対策事業

(6) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 1 都市施設の整備改善の推進
- 2 都市公園のバリアフリー化
- 3 移動・交通手段の円滑化
- 4 福祉タクシー
- 5 福祉有償運送の実施体制の支援
- 6 UR都市機構・イオン(株)との連携

(7) 高齢者の住まいの充実

- 1 住宅のバリアフリー化の促進
- 2 高齢者用公共賃貸住宅(シルバーハウジング)の提供
- 3 シルバーハウジング生活援助員派遣事業
- 4 生活支援ハウス運営事業
- 5 住宅改修費支援サービス事業
- 6 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 7 民間賃貸住宅への入居支援
- 8 市営住宅団地内へ的高齢者支援施設の整備

第 8 章 計画の推進に向けて

市民参加と協働

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。

このため、市民に対する計画の積極的な広報に努めることで、高齢者自身を含め、市民各層や自治会、ボランティア団体、NPOなどによる地域活動への積極的な参加により、協働して施策を推進します。

関係機関等との連携

「千葉市地域福祉計画」ほか関連する他の計画と連携しながら計画を推進します。

また、計画の推進にあたっては庁内関係部局や関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体及び介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めるとともに、企業等との包括連携協定の活用を図ります。

進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、目標量を設定している事業については、その達成状況について、定量的な評価を行います。進行管理においては千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会へ報告し、計画全体について検証します。

計画の弾力的な運用

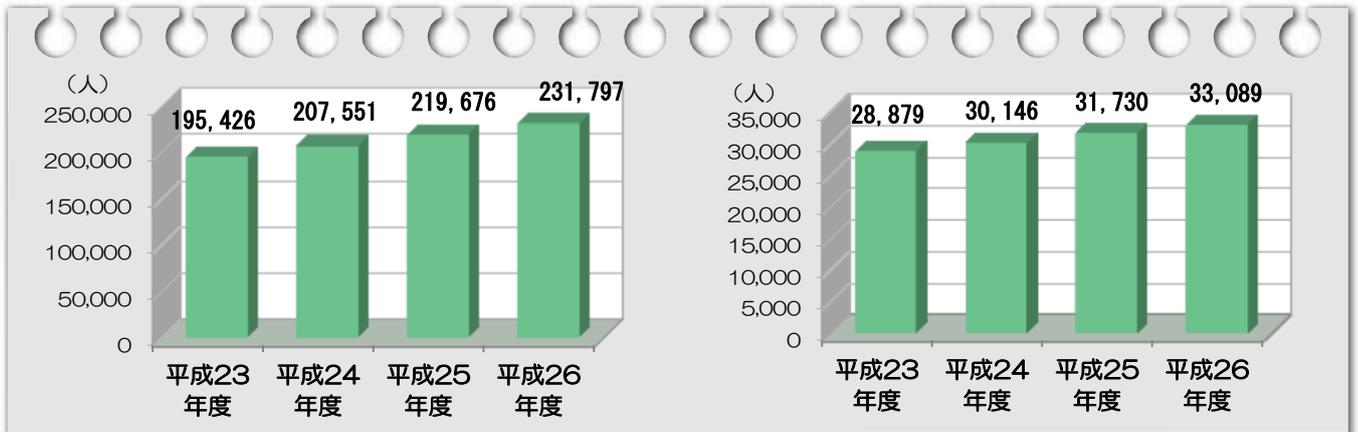
今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

8

介護保険の被保険者数及び 要支援・要介護認定者数の見込み

▼第1号（65歳以上）被保険者数の見込み

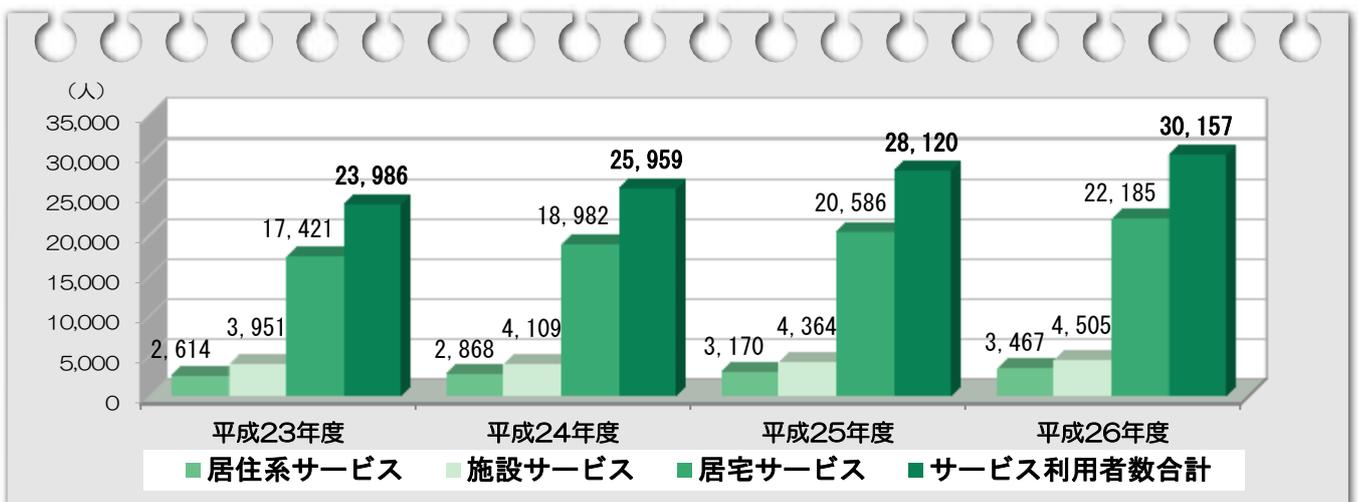
▼要支援・要介護認定者数の見込み



9

介護保険給付対象サービス量の見込み (平成26年度)

▼サービス利用者数の見込み（人／月間）



平成23年度
見込量

平成26年度
目標量

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,592人分
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	58人分
介護老人保健施設 (老人保健施設)	1,952人分
小規模多機能型居宅介護	9か所
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—



3,052人分
174人分
2,252人分
24か所
6か所

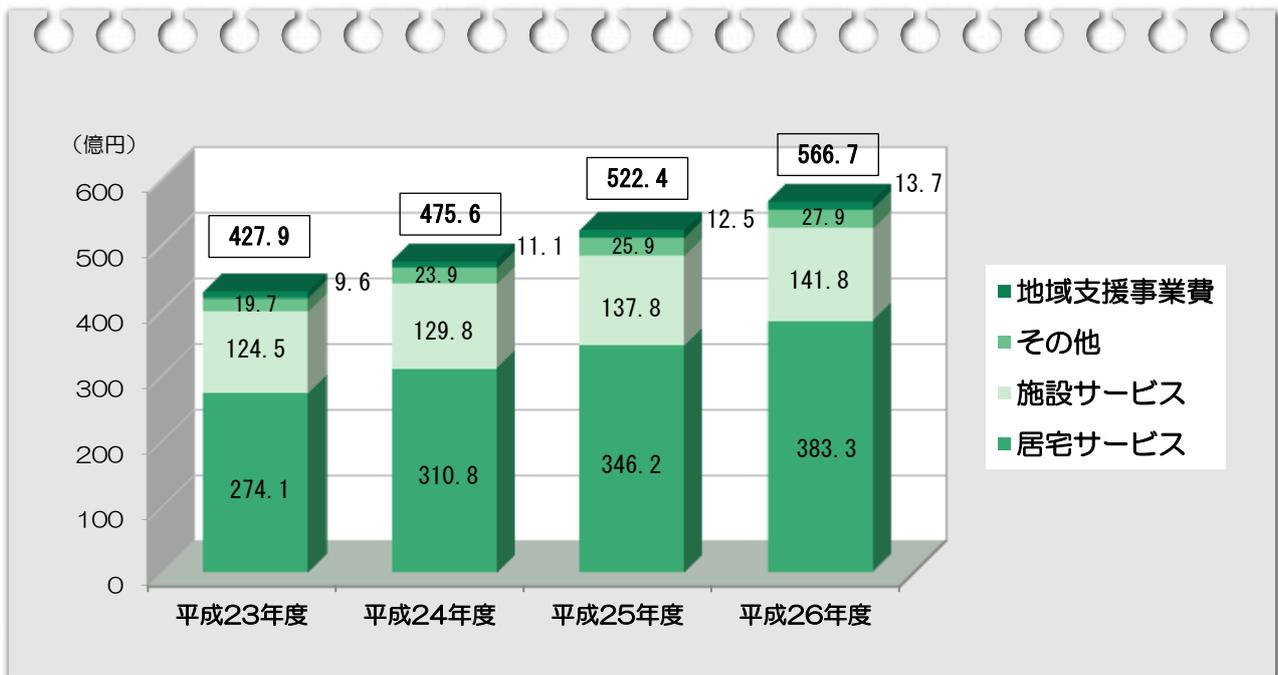
(複合型サービス
6か所を含む)

介護保険の保険給付費の見込み

▼保険給付費等の見込み

単位：億円

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	274.1	310.8	346.2	383.3
施設サービス	124.5	129.8	137.8	141.8
その他	19.7	23.9	25.9	27.9
地域支援事業費	9.6	11.1	12.5	13.7
給付費等合計	427.9	475.6	522.4	566.7



注：保険給付費は、介護サービスの見込量に、サービスごとの1回（1日）あたりの平均費用などを乗じて算出しました。また、地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業の実績を踏まえ、平成 24 年度から 26 年度の保険給付費の 2.4%相当額を設定しました。

第1号被保険者の介護保険料段階

第5期の介護保険料については、保険給付費等の増加に伴う保険料負担の増大が見込まれるため、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな設定が必要であるとの観点から、第4期の9段階から13段階に細分化し、次のように設定しました。

単位：円

第4期計画（平成21～23年度）				第5期計画（平成24～26年度）				
第4期計画	保険料率	保険料（月額）	保険料（年額）	第5期計画（新段階）	対象者	保険料率	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	×0.5	1,988	23,850	第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している者等	×0.5	2,443	29,322
第2段階	×0.5	1,988	23,850	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者等	×0.5	2,443	29,322
第3段階	×0.75	2,981	35,775	第3段階（新設）	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円を超えて120万円以下 の者等	×0.65	3,176	38,118
				第4段階	世帯員全員が市民税非課税で第1、第2及び第3段階以外の者等	×0.75	3,665	43,983
第4段階	×0.9	3,578	42,930	第5段階（継続）	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者等（同じ世帯に市民税課税者がいる場合）	×0.9	4,398	52,779
第5段階（基準）	×1.0	3,975	47,700	第6段階（基準）	本人が市民税非課税で第5段階以外の者等（同じ世帯に市民税課税者がいる場合）	×1.0	4,887	58,644
第6段階	×1.1	4,373	52,470	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円未満の者等	×1.1	5,375	64,508
第7段階	×1.25	4,969	59,625	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の者等	×1.25	6,108	73,305
第8段階	×1.5	5,963	71,550	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の者等	×1.5	7,330	87,966
				第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の者等	×1.75	8,552	102,627
第9段階	×1.75	6,956	83,475	第11段階（新設）	本人が市民税課税で合計所得金額 500万円以上700万円未満 の者等	×2.0	9,774	117,288
				第12段階（新設）	本人が市民税課税で合計所得金額 700万円以上900万円未満 の者等	×2.25	10,995	131,949
				第13段階（新設）	本人が市民税課税で合計所得金額 900万円以上 の者	×2.4	11,728	140,745

千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

～高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る～

概要版

発行 平成 24 年 3 月

企画・編集 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
電 話 043-245-5171
F A X 043-245-5548
E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp

